

苫小牧工業高等専門学校学生交流に関する規則

規則第50号

制 定 平成16年4月1日

一部改正 令和5年1月18日

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、苫小牧工業高等専門学校学則（以下「学則」という。）第31条及び第52条の2第2項の規定に基づき、他の大学、短期大学及び高等専門学校（外国の大学及び短期大学を含む。以下「大学等」という。）の授業科目を履修しようとする者（以下「派遣学生」という。）並びに特別聴講学生に関し、必要な事項を定めるものとする。

(大学等間協議)

第2条 校長は、本校の学生に大学等の授業科目を履修させようとする場合又は大学等の学生を本校の特別聴講学生として受け入れようとする場合は、当該大学等との間で、履修できる授業科目の範囲、履修期間、対象学生数、単位の認定方法その他実施に当たって必要な事項を協議するものとする。

第2章 派遣学生

(出願手続)

第3条 派遣学生として大学等の授業科目を履修しようとする者は、次の各号に掲げる書類を添えて校長に願い出なければならない。

- 一 大学等の授業科目履修願書
- 二 専攻科学生に関しては副専攻科長、本科学生に関しては系長の承諾書
- 三 その他大学等が特に定める書類

2 前項の書類の提出期間は、その都度別に定める。

(履修の許可)

第4条 前条の願い出があったときは、選考の上、校長が許可する。

(履修報告)

第5条 派遣学生は、履修が終了したときは、別に定める履修報告書に当該大学等の交付する学業成績証明書を添え、校長に提出しなければならない。

(履修許可の取消し)

第6条 校長は、派遣学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該大学等と協議の上、履修の許可を取り消すことがある。

- 一 履修の見込みがないと認められるとき。
- 二 その他派遣学生として不適当と認めたとき。

(授業料等)

第7条 派遣学生の授業料は、派遣期間中においても、学則第39条の規定により徴収するものとする。

2 派遣先の大学等の授業料及びその他の費用は、当該派遣先の大学等の定めるところによる。

第3章 特別聴講学生

(出願手続)

第8条 特別聴講学生を志願する者は、在学する大学等を経由して、次の各号に掲げる書類を校長に提出しなければならない。

- 一 特別聴講学生入学願書
- 二 授業科目履修願書
- 三 その他本校において特に定める書類

2 前項の書類の提出期間は、その都度別に定める。

(入学の許可)

第9条 前条の願い出があったときは、選考の上、校長が許可する。

(入学許可の取消し)

第10条 校長は、特別聴講学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該大学等と協議の上、入学の許可を取り消すことがある。

- 一 履修の見込みがないと認められるとき。
- 二 その他特別聴講学生として不相当と認めたとき。

(身分の喪失)

第11条 特別聴講学生が、在学する大学等の学生としての身分を失ったときは、同時に特別聴講学生としての身分を失うものとする。

(検定料、入学料及び授業料)

第12条 特別聴講学生の検定料及び入学料は、徴収しない。

2 特別聴講学生が、国立の大学等の学生であるときは、授業料は徴収しない。

3 特別聴講学生が、公立若しくは私立又は外国の大学等の学生であるときは、独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料その他の費用に関する規則（平成16年独立行政法人国立高等専門学校機構規則第35号。）に定める額の授業料を指定の期日までに納付しなければならない。ただし、大学等との単位互換協定又は附属書に授業料が相互に不徴収とされている場合は、徴収しない。

(授業料の還付)

第13条 納付した授業料は返還しない。

第4章 雑則

(準用)

第14条 特別聴講学生については、学則その他の規則を準用する。

(雑則)

第15条 この規則に定めるもののほか、派遣学生及び特別聴講学生に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年1月18日から施行し、令和3年4月1日から適用する。